

資料 5

J A S 規格の制定・見直しの基準

平成 13 年 11 月 6 日
農林物資規格調査会決定

この基準は、本調査会が J A S 規格の制定又は見直しについて審議するに当たってのガイドラインであり、本調査会がその内部規定として定めるものである。

1 規格の制定の基準

次の基準のすべてに当てはまる農林物資については、規格の制定について検討する。

ただし、これらの基準に当てはまらない農林物資であっても、国際的規格の動向や消費者ニーズの変化への対応等政策的な必要性が認められる場合には、規格の制定について検討する。

- ① 生産者又は製造業者が多数存在し、製品の種類ごとの品質に大きな格差が認められるもの
- ② 規格の制定について、消費者、実需者、生産者又は製造業者から強い要望があるもの
- ③ 小売販売額が 100 億円以上あるもの

2 規格の見直しの基準

(1) 廃止の是非を検討するに当たっての基準

- ① 品位、成分、性能その他品質についての基準を内容とする規格（J A S 法第 2 条第 3 項第 1 号の規格）について、次のいずれかに該当する規格については、廃止の是非を検討することとする。

ア 製造業者等が限定され、製品の種類ごとの品質に大きな格差が認められなくなっている農林物資の規格

イ 見直しを行う年度の過去 2 ヶ年度の小売販売額（前年度のデータがまだない場合には、前々年度以前の 2 ヶ年度）の平均値が、見直しを行う年度の 4 年度前の小売販売額に比べ著しく低下している農林物資の規格

ウ 一の都道府県以外では格付されなくなった農林物資の規格

エ 格付率が著しく低い規格（格付率を把握できない規格にあっては、輸入品を含む格付品の小売販売額が著しく低いもの）

※格付率は、規格の制定の日、前回の確認の日又は改正の日から見直しを行う年度の前年度の終了の日までの期間の平均値、小売販売額は、規格の制定の日、前回の確認の日又は改正の日の属する年度の翌年度から見直しを行う年度の前年度までの期間の平均値とする。

② 生産方法についての基準を内容とする規格（JAS法第2条第3項第2号の規格）については、次のいずれかに該当する規格については、廃止の是非を検討することとする。

ア 見直しを行う年度の過去2ヶ年度の小売販売額（前年度のデータがまだない場合には、前々年度以前の2ヶ年度）の平均値が、見直しを行う年度の4年度前の小売販売額に比べ著しく低下している農林物資の規格

イ 一の都道府県以外では格付されなくなった農林物資の規格

③ 廃止の是非の検討に当たっては、次のいずれかに該当する規格については、改正又は確認する方向で検討するものとする。

ア 改正することにより廃止の基準に該当しなくなることが見込まれる規格

イ 他法令で引用されている規格

ウ 消費者、実需者、生産者又は製造業者が存続を強く望んでおり、その理由に合理性があると認められる規格

エ 国際的規格の動向や消費者ニーズの変化への対応等存続させることについて政策的な必要性がある規格

オ その他存続させることについて合理的な理由がある規格

（2）改正の是非を検討するに当たっての基準

① (1)により廃止することとされた規格以外のすべての規格について、次の観点から改正の是非について検討を行い、改正の必要性が認められる場合には、改正する。

ア 消費者向けの農林物資の規格については、原材料の增量材的使用の制限、まい物の防止等消費者に良質な製品を提供する観点及び食品添加物の使用を必要最小限とする等消費者ニーズの変化に対応した製品を提供するという観点

イ 実需者向けの農林物資の規格については、性能規定化（強度、耐久性等の材料の性能に着目した規格の導入）、等級化等取引の合理化を図る観点及び実需者に良質な製品を提供する観点

ウ 国際的規格との整合性を図る観点

② JAS格付を受ける製品の原材料はJAS格付品でなければならないことが規定されている規格又は品質に関する表示の基準が規定されている規格については、当該規定を存続させる必要性について実態を踏まえ検討を行い、特段の必要性がない場合には、当該規定を削除する。

（3）確認

廃止又は改正を行わない規格については、確認するものとする。

（4）経過措置

規格を廃止し、又は改正するに際しては、包装資材の在庫の状況等当該規格に係る農林物資の生産又は製造の実態を考慮し、必要な経過措置を設けるものとする。